

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2030010	投資信託委託業及び投資法人資産運用業認可の緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第9条	投資信託委託業及び投資法人資産運用業を営むものとする者は内閣総理大臣の認可を受けなければならないが、内閣総理大臣は認可申請について一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	C	I	<p>沖縄総合事務局財務部は、組織規則により財務局において所掌する事務を行うことになっているが、投資信託委託業及び投資法人資産運用業の認可については、財務局(沖縄総合事務局)に委任されていないことから、その権限がない。</p> <p>参考： ○「投資信託及び投資法人に関する法律」関係 1. 「投資信託及び投資法人に関する法律」の第6条により、「投資信託委託業」及び「投資法人資産運用業」を営もうとする者は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 2. 同法第225条第1項の規定により、同法の権限(政令で定めるものを除く)は金融庁長官に委任されている。 3. 同法施行令105条により、金融庁長官へ委任された権限のうち、同法第3編第1章及び第2章(同法第69条「投資法人の設立の届け出」、同法第187条「投資法人の登録」等)については、財務局長等へ委任されているが、第6条の認可(それに係る第8条の申請、第9条の審査含む)は財務局長等へ委任されていない。</p> <p>沖縄総合事務局組織規則(抜粋) 第3条 財務部は次に掲げる事務をつかさどる。 一 財務局において所掌することとされている事務 (略) 第24条 金融監督課は、次に掲げる事務(検査課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。 一 次に掲げる者の監督に関すること。 (略) チ 投資法人 (略) ラ 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者</p>	1146010	<p>沖縄総合事務局財務部に専用部署を設け、国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社について、「沖縄籍」の投資信託業務を認可する。「沖縄籍」投資信託業務に関しては、認可の審査基準を緩和する。このうち、国内投資信託委託業者は兼業業務として、法に則り申請をするものとし、現状認可のない投資顧問会社については、特区(=沖縄)内でのみ認可する。後者においては、投資信託委託業者をスポンサーとして指名し、沖縄での業務の管理を委任することを条件とする。ここで扱う商品としては私募債投信に限定し、この譲渡益に関しては現行の課税基準を緩和する。これらにより、雇用の拡大及び国外への投資資金の国内還流を見こむことができる。</p>	<p>近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資信託の残高も増加の一路を辿っている。国内への投資に止まらず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基準を緩和し、さらに投信商品への課税を一部緩和し、沖縄金融特区を設けることによって、沖縄を日本の「ケイマン」と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れている資金の還流を目差すと共に、国外資金の国内投資をめざす。沖縄県内で金融活動が活発化することで、雇用の確保さらには拡大を見こむことができる。</p>	(社)日本ニュービジネス協議会連合会	金融庁 内閣府